テナントトラブル回避法からリーシング術まで詳解

不動産経営者倶楽部勉強会 紙上再現 法務部会編

賛助会員セミナー

☆講演テーマ

ビル経営における建物明渡の留意点

アヴァンセリーガルグループ
執行役員・弁護士
片山　雅也氏

建物明渡に関する手続きの流れですが、まず支払い催告と契約解除通知の発送、いわゆる内容証明郵便にも関わらず、居座り続きない場合には、訴訟提起となります。続きまして、判決となるのですが、判決が出れば退去するかと言うと、そうではありません。それでは、判決が出たとしますと、執行官と弁護士が実際に現場に行きます。では、建物明渡を執行官に依頼するということです。先ほどもお話しまず履歴事項全部証明書を法務局で取得して下さい。合理的な理由がないのに商号が数回変更している、あるいは本店が移転している等の会社は注意する必要があるでしょう。

建物明渡に関する手続きの流れですが、まず支払い催告と契約解除通知の発送、いわゆる内容証明郵便にも関わらず、居座り続きない場合には、訴訟提起となります。続きまして、判決となるのですが、判決が出れば退去するかと言うと、そうではありません。それでは、判決が出たとしますと、執行官と弁護士が実際に現場に行きます。では、建物明渡を執行官に依頼するということです。先ほどもお話しまず履歴事項全部証明書を法務局で取得して下さい。合理的な理由がないのに商号が数回変更している、あるいは本店が移転している等の会社は注意する必要があるでしょう。

伝えます。通知が到達して、それでも明け渡さない場合には、訴訟提起となります。続きまして、判決となるのですが、判決が出れば退去するかと言うと、そうではありません。それでは、判決が出たとしますと、執行官と弁護士が実際に現場に行きます。では、建物明渡を執行官に依頼するということです。先ほどもお話しまず履歴事項全部証明書を法務局で取得して下さい。合理的な理由がないのに商号が数回変更している、あるいは本店が移転している等の会社は注意する必要があるでしょう。